

令和 6 年度第 4 回予防接種自治体向け説明会

厚生労働省 健康・生活衛生局
感染症対策部 予防接種課

令和 6 年 1 月 30 日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

- 1. 予防接種健康被害救済制度の進達について**
2. 帯状疱疹ワクチンの定期接種化について
3. HPVワクチンの経過措置に係る広報資材について
4. 日本呼吸器学会等のコロナワクチンに係る広報資材について
5. 主なご質問

2

1. 予防接種健康被害救済制度の進達について
- 2. 帯状疱疹ワクチンの定期接種化について**
3. HPVワクチンの経過措置に係る広報資材について
4. 日本呼吸器学会等のコロナワクチンに係る広報資材について
5. 主なご質問

带状疱疹ワクチンに係るこれまでの経緯

- 带状疱疹ワクチンについては以下の通り議論されており、令和7年1月のワクチン分科会において、带状疱疹を予防接種法上のB類疾病に位置づけることについて諮問答申を行い、了承された。

- 平成28年3月 阪大微研が製造する『乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」』について、「50歳以上の者に対する带状疱疹の予防」に対する「効果・効能」が追加承認された。
- 平成28年6月 第4回ワクチン評価に関する小委員会において、带状疱疹ワクチンを定期接種で使用するものの是非に関する検討について、国立感染症研究所に带状疱疹に関するファクトシートを作成を依頼すること等について了承された。
- 平成29年2月 ファクトシートに基づき、带状疱疹の疾病負荷や、带状疱疹ワクチンを定期の予防接種で用いる場合に期待される効果や安全性について議論が行われ、我が国における带状疱疹の疾病負荷が十分に明らかになっていないとされた。
- 平成30年3月 乾燥組換え带状疱疹ワクチン（シングリックス®筋注用）が薬事承認された。
- 平成30年5月 第8回 ワクチン評価に関する小委員会において、乾燥組換え带状疱疹ワクチンについて、ジャパンワクチンより主要な臨床試験成績等の概要について、報告された。
- 平成30年6月 第9回ワクチン評価に関する小委員会において、带状疱疹の特徴や疾病負荷、有効性、安全性、带状疱疹ワクチンの医療経済学的評価等について議論し、疾病負荷は一定程度明らかとなったものの、引き続き、期待される効果(有効性の持続期間等)や導入年齢に関しては検討が必要とされた。
- 令和5年11月 第21回ワクチン評価に関する小委員会において、知見の一定の集積を踏まえ、「組換えワクチンに関する知見（有効性、安全性、費用等）」「生ワクチンに関する新たな知見（有効性の持続期間等）」「組換えワクチンも含めた中立的な費用対効果評価」等の観点で、ファクトシートへの追記を国立感染症研究所に依頼した。
- 令和6年6月 国立感染症研究所によって带状疱疹ワクチンに関するファクトシートが改訂された。ファクトシートを基に、第26回ワクチン評価に関する小委員会において議論され、疾病負荷、ワクチンの安全性・有効性、費用対効果等を踏まえて技術的な観点から生ワクチン・組換えワクチンの両方を定期の予防接種に用いてよいとされ、引き続き予防接種基本方針部会において議論を進めることとされた。
- 令和6年7月 第61回基本方針部会において、带状疱疹ワクチンの公衆衛生上の意義や接種プログラムに係る論点について、議論。
- 令和6年12月 第65回基本方針部会において、带状疱疹の予防接種法上の接種類型、定期接種化の開始時期、対象者等の具体的なプログラムについて事務局案を提示の上で議論し、了承された。
- 令和7年1月 第60回ワクチン分科会において、带状疱疹を予防接種法上のB類疾病に位置づけることについて諮問答申を行い、了承された。

- 帯状疱疹は、再帰感染により発症する皮疹、疼痛を特徴とする疾患で、帯状疱疹後神経痛等の合併症を引き起こすことがある。また、加齢がリスクであり、70歳頃をピークとして発症する。

疾 病 の 特 徴

- ・ 水痘帯状疱疹ウイルスに初感染（いわゆる『水ぼうそう』）後、生涯にわたって神経に潜伏感染しているウイルスが、加齢、疲労、免疫抑制状態などの宿主の免疫力低下によって再活性化※して起こる病態。
※再帰感染といい、一般に、初感染と比較して感染力が低いとされる。
- ・ 加齢がリスクとされ、50歳代以降で罹患率が高くなる（ピークは70歳代。）。
- ・ 主な症状は、ウイルスが感染した神経が支配する領域の皮膚の疼痛と皮膚病変（水疱形成）。北海道での研究によると、60歳以上の帯状疱疹患者のうち、3.4%が入院を要したとされる。また、合併症として、皮膚病変が治癒した後に疼痛が残存し数ヶ月から数年持続する「帯状疱疹後神経痛」等がある。
- ・ 治療法として、抗ウイルス薬が存在し、発症早期の治療によって合併症の予防効果も期待できる。

帯 状 疱 疹 後 神 経 痛

- ・ 帯状疱疹後神経痛（PHN）は帯状疱疹の代表的な合併症で、皮膚病変が治癒した後に残存する神経障害性疼痛である。皮疹消失後3か月以上にわたって疼痛が持続する場合を指す。痛みは数か月から数年にわたる。
- ・ 帯状疱疹症例の10-50%でPHNを生じると報告されている。加齢はPHNの重要なリスク因子である。また、年齢の他、帯状疱疹発症時の疼痛の程度、皮疹の数も関与するとされている。
- ・ 特異的な治療法はなく、対症的に薬物療法などが行われる。補助的療法として神経ブロックが考慮される。

(参考) 带状疱疹の疫学：带状疱疹、PHNの発症率

- 带状疱疹の罹患者数は50歳代から増加し、70歳代がピークとなっている。
- PHNの発症率は年齢とともに増加する傾向にあり、特に、50－60歳代と比較して70歳代以降で増加する。

- ・ 国内における带状疱疹の疫学についての大規模調査には、「宮崎スタディ」と「SHEZスタディ」がある。
- ・ いずれの調査においても、带状疱疹の罹患者数は50歳代から増加し、70歳代がピークとなっている。
- ・ PHNの発症率は年齢とともに増加する傾向にあり、特に、50－60歳代と比較して70歳代以降で増加する（SHEZスタディ）。

年代別の带状疱疹／PHN発症率（SHEZスタディ¹）

年齢	男性			女性			男女計			ハザード比 (95%CI)	
	人・年	症例数	罹患率 (千人・年)	人・年	症例数	罹患率 (千人・年)	人・年	症例数	罹患率 (千人・年)	対 男性 ^a	対 50-59歳群 (HZ) 対 50-69歳群 (PHN) ^b
带状疱疹 (HZ)											
50-59	4,547	32	7.0	5,110	57	11.2	9,656	89	9.2	1.6 (1.0-2.5) ^d	基準
60-69	5,527	36	6.5	5,950	74	12.4	11,477	110	9.6	1.9 (1.3-2.8) ^e	1.1 (0.80-1.4)
70-79	4,247	48	11.3	5,744	81	14.1	9,990	129	12.9	1.3 (0.87-1.8)	1.4 (1.1-1.8) ^d
≥80	2,120	23	10.8	3,687	50	13.6	5,807	73	12.6	1.3 (0.78-2.1)	1.3 (1.0-1.8) ^c
合計	16,441	139	8.5	20,490	262	12.8	36,931	401	10.9	1.5 (1.2-1.8) ^f	
带状疱疹後神経痛 (PHN)											
50-59	4,592	7	1.5	5,188	7	1.3	9,781	14	1.4	1.0 (0.46-2.0)	基準
60-69	5,570	7	1.3	6,059	8	1.3	11,629	15	1.3		
70-79	4,313	6	1.4	5,843	20	3.4	10,156	26	2.6		
≥80	2,142	8	3.7	3,740	16	4.3	5,882	24	4.1	1.6 (0.86-3.0)	2.4 (1.5-3.8) ^f
合計	16,617	28	1.7	20,831	51	2.4	37,448	79	2.1	1.3 (0.81-2.1)	

^a 年齢および带状疱疹罹患歴で調整, ^b 性別および带状疱疹罹患歴で調整

^c p<0.10, ^d p<0.10, ^e p<0.10, ^f p<0.10

- 現在、我が国では、帯状疱疹の予防を目的として、2種類の異なるワクチンが薬事承認されている。

	組換えワクチン	生ワクチン
	「シングリックス」(GSK)	「ビケン」(阪大微生物研究会)
薬事上の 接種対象者	50歳以上の者 帯状疱疹に罹患するリスクが高いと考えられる18歳以上の者	50歳以上の者 (免疫不全者、免疫抑制治療を受けている者を除く。)
接種の方法	・ 2 か月間隔で 2 回接種 ※ 接種間隔が 2 か月を超えた場合は、6 か月後までに 2 回目の接種を行う。	・ 1 回接種

(参考) 带状疱疹ワクチンの有効性のまとめ

2023(令和5)年11月9日

これまでの検討では、ワクチンの有効性に関する知見については、生ワクチンに関するものが主であり、組換えワクチンに関する知見は限られていた。また、有効性の持続期間に関する知見も求められていた。

昨今、組換えワクチンに関する知見に加え、生ワクチンについても新たな知見が確認されている。

ワクチン種別・出典		ファクトシート	接種後年数ごとの発症予防効果										
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
生	Zostavax Levin MJ, 2008 Morrison VA, 2015	収載				39.6%				22.1%			
	Zostavax Tseng FT 2016 *COI:Novartis,GSK	収載	68.7%	49.5%	39.1%	35.2%	37.1%	32.9%	16.5%	<u>4.2%</u>			
	Zostavax (第4回ワクチン小委(平成28年6月22日)・阪大微研提出資料)	収載	62.0%	48.9%	46.8%	44.6%	43.1%	<u>30.6%</u>	<u>52.8%</u>				
	Zostavax R Baxter, 2018 *COI Merck		67.5%	47.2%	39.3%	41.0%	37.2%	32.6%	29.2%	31.8%			
	Zostavax Hector S. Izurieta, 2017		38%	32%	25%	21%	17%	17%	21%				
組換え	シングリックス A Strezova, 2022		97.7%	92.7%	92.4%	89.8%	—	88.5%	83.3%	84.2%	72.7%	73.2%	

※ただし、各報告における条件や背景因子等が異なることから、有効性の数値を単純に報告間で比較することは適当ではないことに留意。

注 下線を付した数値は、統計的に有意ではない(信頼区間の下限値が0又は負の値。)

2024(令和6)年7月18日

(参考) 生ワクチン及び組換えワクチンの費用対効果

- 50歳から80歳までの5歳刻みの各年齢では、いずれの年代においても、生ワクチン、組換えワクチンの少なくとも一方の費用対効果が良好だった。

- ファクトシートの基本シナリオにおける非接種と比較した生ワクチン・組換えワクチンの増分費用効果比：ICER（万円/QALY）は下表のとおり。（500万円/QALY以上を色塗り）

接種対象	非接種対 生ワクチン	非接種対 組換えワクチン
50歳の者	257	322
55歳の者	242	265
60歳の者	284	202
65歳の者	348	256
70歳の者	355	493
75歳の者	345	568
80歳の者	320	566

（万円/QALY）

- ・ 令和6年度厚生労働科学研究費補助金（池田班）による分析結果。
- ・ マルコフモデルを用いた先行研究をベースに「带状疱疹の発症」「带状疱疹後神経痛（PHN）の発症」「PHN以外の合併症の発症」「带状疱疹死亡」を組み込んで評価した。
- ・ 带状疱疹及び带状疱疹後神経痛その他の合併症の罹患率は、SHEZ studyの罹患率データと宮崎スタディの推計データを用いた。50歳以上の带状疱疹の罹患率として、1,000人年あたり9.2人～12.9人の数値を組み込んでいる。
- ・ 罹患時のQOLの低下は、PHN合併の有無ごとに区分した先行研究の年代別データを用いた。PHN合併なしの場合の損失は0.014-0.017QALY、合併ありの場合は0.118-0.179QALYであった。
- ・ ワクチン費用は、生ワクチン10,000円・組換えワクチン40,000円（いずれもワクチンそのもののコストと接種費用（手技料等）を合算したもの）とした。
- ・ 带状疱疹罹患後の医療費は、先行研究のデータをもとに、合併症なしが37,494円・PHN合併が123,852円・PHN以外の合併症併発例が70,941円とした。
- ・ 保健医療費支払者の立場として、ワクチン接種費用及び医療費を自己負担割合にかかわらず100%分析に組み込んだ。

出典：带状疱疹ワクチン ファクトシート

第65回予防接種基本方針部会（令和6年12月18日）の検討結果

- 带状疱疹を予防接種法のB類疾病に位置づけることとし、この際、定期接種の対象者等に関する具体的な規定については、以下の趣旨とする。

定期接種の対象者（政令）	● 65歳の者 ● 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める者 ● 65歳を超える方については、高齢者肺炎球菌ワクチンと同様、5年間の経過措置として、5歳年齢ごと（70、75、80、85、90、95、100歳（※））を位置付ける。
（省令）	※ 経過措置を行う場合、100歳以上の者については、定期接種開始初年度に限り全員を対象とする。 ※ 予防接種法施行規則においては、「ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者」と規定。
用いるワクチン（省令）	● 使用するワクチンは乾燥弱毒生水痘ワクチン又は乾燥組換え带状疱疹ワクチンのいずれかとする。
接種方法・間隔（省令）	● 乾燥弱毒生水痘ワクチンを用いる場合：0.5mLを1回皮下に注射する。 ● 乾燥組換え带状疱疹ワクチンを用いる場合：1回0.5mLを2か月以上の間隔を置いて2回筋肉内に接種する。ただし、医師が医学的知見に基づき必要と認めるものについては、1回0.5mLを1か月以上の間隔において2回筋肉内に注射するものとする。
（通知）	● 乾燥弱毒生水痘ワクチンを用いる場合：0.5mLを1回皮下に注射する。 ● 乾燥組換え带状疱疹ワクチンを用いる場合：1回0.5mLを2か月以上6か月に至った日の翌日までの間隔を置いて2回筋肉内に接種する。ただし、疾病又は治療により免疫不全であるもの、免疫機能が低下したもの又は免疫機能が低下する可能性があるもの等については、医師が早期の接種が必要と判断した場合、1回0.5mLを1か月以上の間隔を置いて2回筋肉内に接種する。
長期療養特例（省令）	● 特例の対象とする。 ● 特例の対象となる上限年齢は設けず、「特別の事情」がなくなったときから1年とする。
定期接種対象者から除かれる者等（政令・省令）	● 带状疱疹にかかったことのある者についても定期接種の対象とする。 ● 省令については現行どおり ● 定期接種の対象者が既に一部の接種を任意接種として行った場合は、残りの接種を定期接種として扱う。
定期接種化の開始時期（政令）	● 定期接種化の開始は、令和7年4月1日とする。
接種方法に関するその他の事項	● 带状疱疹ワクチンの交互接種については、認めない。 ● 同時接種については、医師が特に必要と認めた場合に行うことができる。 ● 乾燥弱毒生水痘ワクチンとそれ以外の注射生ワクチンの接種間隔は27日の間隔を置くこととする。

帯状疱疹ワクチンが定期接種化された場合における副反応に係る取扱いについて （第105回副反応検討部会（令和7年1月24日開催）とりまとめ）

まとめ

- 乾燥弱毒生水痘ワクチンと乾燥組換え帯状疱疹ワクチンの安全性については、薬事審査において評価されており、ワクチン小委員会や基本方針部会においてこうしたデータを確認し、定期接種化の検討にあたってリスクは大きいものではないと考えられた。
- 今後、乾燥弱毒生水痘ワクチンと乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを予防接種法の定期接種ワクチンとして追加するにあたり、副反応疑い報告制度における報告基準を整備する必要がある。

第105回副反応検討部会（令和7年1月24日）の検討結果

- 報告基準はワクチンごとではなく、予防接種の対象疾病ごとに設定されていること、また、広く情報を収集する観点から、「帯状疱疹」を対象疾病として、両ワクチンを対象とする報告基準とする。
- 帯状疱疹ワクチンに係る副反応疑い報告基準については、当該ワクチンの添付文書の記載及び小児の水痘ワクチンの報告基準設定時の検討状況や、副反応報告の状況等に照らし、以下の通りの副反応疑い基準を適用する。
- 使用するワクチンに重複があり、報告対象とする症状及び期間が同一であることから、現行の「水痘」の項に「帯状疱疹」をまとめる（追記する）。

対象疾病	症状	期間
水痘、 <u>帯状</u> <u>疱疹</u>	アナフィラキシー	4 時間
	血小板減少性紫斑病	2 8 日間
	無菌性髄膜炎（帯状疱疹を伴うものに限る）	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間
	その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間

帯状疱疹ワクチンの定期接種への導入に係る具体的な規定について

事務局案

- 予防接種基本方針部会、副反応検討部会等における議論を踏まえ、帯状疱疹を予防接種法のB類疾病に位置づけることとし、この際、定期接種の対象者等に関する具体的な規定については、以下の趣旨としてとしてはどうか。

定期接種の対象者	(政令)	● 65歳の者 ● 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める者 ● 65歳を超える方については、高齢者肺炎球菌ワクチンと同様、5年間の経過措置として、5歳年齢ごと(70、75、80、85、90、95、100歳(※))を位置付ける。
	(省令)	※ 経過措置を行う場合、100歳以上の者については、定期接種開始初年度に限り全員を対象とする。 ※ 予防接種法施行規則においては、「ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者」と規定。
用いるワクチン	(省令)	● 乾燥弱毒生水痘ワクチン及び乾燥組換え帯状疱疹ワクチンの両方を位置づけることとする。
接種方法・間隔	(省令)	● 乾燥弱毒生水痘ワクチンを用いる場合：0.5mLを1回皮下に注射する。 ● 乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを用いる場合：1回0.5mLを2か月以上の間隔を置いて2回筋肉内に接種する。ただし、医師が医学的知見に基づき必要と認めるものについては、1回0.5mLを1か月以上の間隔において2回筋肉内に注射するものとする。
	(通知)	● 乾燥弱毒生水痘ワクチンを用いる場合：0.5mLを1回皮下に注射する。 ● 乾燥組換え帯状疱疹ワクチンを用いる場合：1回0.5mLを2か月以上6か月に至った日の翌日までの間隔を置いて2回筋肉内に接種する。ただし、疾病又は治療により免疫不全であるもの、免疫機能が低下したものの又は免疫機能が低下する可能性があるもの等については、医師が早期の接種が必要と判断した場合、1回0.5mLを1か月以上の間隔を置いて2回筋肉内に接種する。
長期療養特例	(省令)	● 特例の対象とする。 ● 特例の対象となる上限年齢は設けず、「特別の事情」がなくなったときから1年とする。
定期接種対象者から除かれる者等	(政令・省令)	● 帯状疱疹にかかったことのある者についても定期接種の対象とする。 ● 省令については現行どおり ● 定期接種の対象者が既に一部の接種を任意接種として行った場合は、残りの接種を定期接種として扱う。
副反応疑い報告基準	(省令)	● 現行の水痘に係るワクチンの副反応疑い報告基準を帯状疱疹に係るワクチンに適用する。
定期接種化の開始時期	(政令)	● 定期接種化の開始は、令和7年4月1日とする。
接種方法に関するその他の事項		● 帯状疱疹ワクチンの交接種については、認めない。 ● 同時接種については、医師が特に必要と認めた場合に行うことができる。 ● 乾燥弱毒生水痘ワクチンとそれ以外の注射生ワクチンの接種間隔は27日の間隔を置くこととする。

帯状疱疹の周知広報資材について

- 帯状疱疹の予防接種についての説明書については、令和7年1月28日に事務連絡の別紙3としてお示しいたしました。
- 帯状疱疹の予防接種についての説明書、リーフレット等については近く公表予定のHPにてお示し予定です。

【帯状疱疹の予防接種についての説明書】

別紙3

帯状疱疹の予防接種についての説明書

帯状疱疹とは

帯状疱疹は、過去に水痘にかかった時に体の中に潜伏した水痘帯状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経支配領域に沿って、典型的には体の左右どちらかに帯状に、時に痛みを伴う水疱が出現する病気です。合併症の一つに皮膚の症状が治った後にも痛みが残る「帯状疱疹後神経痛」があり、日常生活に支障をきたすこともあります。

帯状疱疹は、70歳代で発症する方が最も多くなっています。

対象となる方

- ① 年度内に65歳を迎える方
- ② 60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり日常生活がほとんど不可能な方。
- ③ 令和7年度から令和11年度までの5年間の経過措置として、その年度内に70、75、80、85、90、95、100歳（※）となる方も対象となります。

※ 100歳以上の方については、令和7年度に限り全員対象となります。

帯状疱疹ワクチンとは

帯状疱疹ワクチンには生ワクチン（阪大微研：乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」）、組換えワクチン（GSK社：シングリックス）の2種類があり、接種回数や接種方法、接種スケジュール、接種条件、効果とその持続期間、副反応などの特徴が異なりますが、いずれのワクチンも、帯状疱疹やその合併症に対する予防効果が認められています。

	生ワクチン（阪大微研）	組換えワクチン（GSK社）
接種回数（接種方法）	1回（皮下に接種）	2回（筋肉内に接種）
接種スケジュール	—	通常、2か月以上の間隔を置いて2回接種 ※病状や治療により、免疫の機能が低下したまたは低下する可能性がある方等は、医師が早期の接種が必要と判断した場合、接種間隔を1か月まで短縮できます。
接種できない方	病状や治療によって、免疫が低下している方は接種出来ません。	免疫の状態に関わらず接種可能です。
接種に注意が必要な方	輸血やガンマグロブリンの注射を受けた方は治療後3か月以上、大量ガンマグロブリン療法を受けた方は治療後6か月以上置いて接種してください。	筋肉内に接種をするため、血小板減少症や凝固障害を有する方、抗凝固療法を実施されている方は注意が必要です。

その他に、接種前に発熱を呈している方、重篤な急性疾患に罹っている方、それぞれの予防接種の接種法の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな方等はいずれのワクチンをも接種出来ません。

また、心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方、予防接種を受けて2日以内に発熱や全身の発疹などのアレルギー一症状があった方、けいれんを起こしたことがある方、免疫不全と診断されている方、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方、帯状疱疹ワクチン（生ワクチン、組換えワクチン）の成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方等はいずれのワクチンについても接種に注意が必要です。

帯状疱疹ワクチンの効果

	生ワクチン（阪大微研）	組換えワクチン（GSK社）
帯状疱疹に対するワクチンの効果（報告）	接種後1年時点	6割程度の予防効果
	接種後5年時点	4割程度の予防効果
	接種後10年時点	7割程度の予防効果

※ 合併症の一つである、帯状疱疹後神経痛に対するワクチンの効果は、接種後3年時点では、生ワクチンは6割程度、組換えワクチンは9割以上と報告されています。

帯状疱疹ワクチンの安全性

ワクチンを接種後に以下のような副反応がみられることがあります。また、頻度は不明ですが、生ワクチンについては、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、無菌性髄膜炎が、組換えワクチンについては、ショック、アナフィラキシーがみられることがあります。

接種後に気になる症状を認めた場合は、接種した医療機関へお問い合わせください。

主な副反応の発現割合	生ワクチン（阪大微研）	組換えワクチン（GSK社）
70%以上	—	疼痛*
30%以上	発赤*	発赤* 筋肉痛、疲労
10%以上	そう痒感*、熱感* 腫脹*、疼痛*、硬結*	頭痛、腫脹* 悪寒、発熱、胃腸症状
1%以上	発疹、倦怠感	そう痒感*、倦怠感、その他の疼痛

*ワクチンを接種した部位の症状 各社の添付文書より厚労省にて作成

他のワクチンとの同時接種・接種間隔

いずれの帯状疱疹ワクチンについても、医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザワクチンや新型コロナウイルスワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチン等の他のワクチンと同時接種が可能です。
ただし、生ワクチン（阪大微研）については、他のワクチンと27日以上の間隔を置いて接種してください。

接種を受けた後の注意点

ワクチンの接種後30分程度は安静にしてください。また、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。
注射した部分は清潔に保つようにしてください。接種当日の入浴は問題ありません。
当日の激しい運動は控えるようにしてください。

予防接種健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすることはできないことから、救済制度が設けられています。

制度の利用を申し込む時は、予防接種を受けた時に住民票を登録していた市町村にご相談ください。

定期接種を受ける方法・費用

定期接種はお住まいの（住民票のある）市町村（特別区を含む）で実施されます。
接種を受ける場所や費用について、詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

令和 7 年度定期接種に関する標準的な接種費用（带状疱疹ワクチン及び新型コロナウイルスワクチン）について

- 带状疱疹ワクチン及び新型コロナウイルスワクチンの令和 7 年度定期接種に関する標準的な接種費用については、令和 7 年 1 月 9 日感発0109第 3 号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知において、以下のとおり示しています。

（定期接種に関する標準的な接種費用（接種 1 回当たりの費用・税込み））

	標準的な接種費用	積算	
		ワクチン価格	手技料
1. 带状疱疹ワクチン			
①組換えワクチン	22,060円	18,260円	3,800円
②生ワクチン	8,860円	5,060円	3,800円
2. 新型コロナワクチン			
	15,600円	11,800円	3,800円

- また、低所得者に関しては接種費用を無料とするため、総接種費用の 3 割について普通交付税措置が講じられる見込みです。低所得者以外の方の自己負担額については、B 類疾病に係る予防接種は主に個人の発病又はその重症化を防止する観点から行うものであることを踏まえ、上記接種費用を標準として、各自治体においてご検討いただきたい。

3

1. 予防接種健康被害救済制度の進達について
2. 帯状疱疹ワクチンの定期接種化について
- 3. HPVワクチンの経過措置に係る広報資材について**
4. 日本呼吸器学会等のコロナワクチンに係る広報資材について
5. 主なご質問

HPVワクチンのキャッチアップ接種の経過措置について

- 第64回予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会（令和6年11月27日）において議論された、HPVワクチンのキャッチアップ接種の終了に向けた対応について、第59回予防接種・ワクチン分科会（令和6年12月16日）において賛成多数で了承された。
- 周知・広報に当たっては、委員意見を踏まえ適切に対応を行っていくこととなった。

第59回予防接種・ワクチン分科会における審議結果

- ① 令和6年夏以降の需要の大幅な増加に伴う限定出荷の状況等を踏まえ、キャッチアップ接種期間中に1回以上接種している者については、期間終了後も公費で3回の接種を完了できるよう、経過措置を設けること
- ② 経過措置の対象者については、従来のキャッチアップ接種の対象者（平成9年度生まれから平成19年度生まれの女子）に加え、令和7年度に新たに定期接種の対象から外れる方（平成20年度生まれの女子）も対象とすること
- ③ 経過措置の期間については、ワクチンの添付文書の記載等を踏まえ、キャッチアップ接種期間終了後、1年間とすること
- ④ 周知・広報にあたっては、自治体の準備や医療機関の接種体制を確保するため、経過措置の内容について、できるだけ速やかに情報提供を行う必要がある。また、経過措置の対象者が接種について検討・判断できるよう、その内容とあわせて、ワクチンの有効性・安全性についても、引き続き丁寧かつ確実に情報提供を行うことが重要であること



予防接種法施行令の改正の内容（案）

- ・ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、HPVワクチンのキャッチアップ接種について、次に掲げる者を対象とする。
 - ① 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間の期間中に少なくとも1回以上接種している
 - ② 平成9年4月2日から平成21年4月1日までの間に生まれた女子
- ・ この政令は、令和7年4月1日から施行する。

HPVワクチンの供給状況について

- 令和7年1月20日、企業より限定出荷を解除し通常受注を再開するとの旨の通知がなされている。

2025 年 1 月			
医療関係者 各位		M S D 株 式 会 社 東京都千代田区九段北一丁目13番12号北の丸スクエア	
組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（酵母由来） 「シルガード®9 水性懸濁筋注シリンジ」限定出荷の解除について			
謹啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は弊社並びに弊社製品につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。			
弊社が製造販売しております「シルガード®9 水性懸濁筋注シリンジ」「ガーダシル®水性懸濁筋注シリンジ」につきまして、2024 年 10 月 3 日より卸売販売業者様への限定出荷を行って参りましたが、この度、安定供給の 目途が立ちましたことから、「シルガード®9 水性懸濁筋注シリンジ」につきましては、2025 年 1 月 20 日（月） の卸売業者様への出荷分より限定出荷を解除し、通常受注を再開させていただきます。医療機関の皆様におきましては、これまでのご協力に感謝申し上げますとともに、引き続き、予約状況に応じた数量での随時購入へのご協力をお願い申し上げます。なお、「ガーダシル®水性懸濁筋注シリンジ」は、限定出荷を継続いたします。ご不便をおかけしますこと、お詫び申し上げます。限定出荷解除時期が決定しましたら、改めてお伝えいたします。			
弊社としましては、安定供給に最大限の努力をして参ります。何卒、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。			
謹白			
記			
1. 限定出荷解除：対象製品			
商品名	包装	統一商品コード	
シルガード®9 水性懸濁筋注シリンジ	シリンジ 0.5mL 1 本	185-81060-9	
2. 限定出荷継続：対象製品			
商品名	包装	統一商品コード	出荷量の状況・対応状況※1
ガーダシル®水性懸濁筋注シリンジ	シリンジ 0.5mL 1 本	185-80840-8	A. 出荷量通常 ④限定出荷（その他）
※1 日本製薬団体連合会より 2023 年 3 月 1 日付で発出された日薬連発第 137 号「『医療用医薬品の供給状況に関する用語の定義』の見直し」に基づき、出荷量の状況・弊社の対応状況を表記しております。			
以上			

厚生労働省HPやSNSにおける周知

- 最新のHPVワクチンに係る状況については、厚生労働省ホームページ及び厚生労働省SNS（X、Facebook）において周知を行っている。

【厚生労働省ホームページ】

健康・医療 ヒトパピローマウイルス感染症～子宮頸がん（子宮けいがん）とHPVワクチン～

- 一般の方向け基本情報
- よくあるご質問
- HPVワクチンに関する相談先一覧
- 医療機関、自治体向けの情報
- 広報
- 関連情報

【キャッチアップ接種に関する最新の検討状況】（2025年1月29日更新） **NEW**

今夏以降の大幅な需要増により、HPVワクチンの接種を希望しても受けられなかった方がいらっしゃる状況等を踏まえ、2025年3月末までに接種を開始した方が、全3回の接種を公費で完了できるようにしました。

○対象者：

- ・ キャッチアップ接種対象者のうち、2022年4月1日～2025年3月31日までにHPVワクチンを1回以上接種した方
- ・ 2008（平成20）年度生まれの女子で、2022年4月1日～2025年3月31日までにHPVワクチンを1回以上接種した方

○期間：キャッチアップ接種期間（2025年3月31日まで）終了後、1年間

- ・ 2025年1月29日
[第60回 厚生科学審議会 予防接種・ワクチン分科会](#)
- ・ 2024年12月16日
[第59回 厚生科学審議会 予防接種・ワクチン分科会](#)
- ・ 2024年11月27日
[第64回 厚生科学審議会 予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会](#)

【Facebook】

厚生労働省 3分前

【キャッチアップ接種対象者の皆さま 高校1年相当の女の子と保護者の方へ】

#HPVワクチン の今夏以降の大幅な需要増により、接種を完了できない方がいる状況等を踏まえ、2025年3月末までに開始した方が公費で完了できるようにする方針が、国の審議会です承されました。

新しい情報は順次こちらで公開します。
https://www.mhlw.go.jp/_kekkaku-kansenshou28/index.html

#キャッチアップ接種
#子宮頸がん
#HPVワクチン

MHLW.GO.JP
ヒトパピローマウイルス感染症～子宮頸がん（子宮けいがん）とHPVワクチン～
ヒトパピローマウイルス感染症、子宮頸がんやHPVワクチンについて紹介しています。

HPVワクチンについて知ってほしい
～あなたとあなたの大切な人へ～

1

いいね！ コメントする シェアする

【X】

厚生労働省 @MHLWitter

【#キャッチアップ接種 対象者の皆さまへ】

#HPVワクチン の今夏以降の大幅な需要増により、接種を完了できない方がいる状況等を踏まえ、2025年3月末までに開始した方が公費で完了できるようにする方針が、審議会です承されました。

新しい情報は順次こちらで公開します。

mhlw.go.jp
ヒトパピローマウイルス感染症～子宮頸がん（子宮けいがん）
ヒトパピローマウイルス感染症、子宮頸がんやHPVワクチンについて紹介しています。

午前11:01 · 2024年12月27日 · 616 件の表示

厚生労働省 @MHLWitter

【高校1年相当の女の子と保護者の方へ】

2008年度生まれ（現在、高校1年相当）の方についても、#HPVワクチン の今夏以降の大幅な需要増により、接種を完了できない方がいる状況等を踏まえ、2025年3月末までに開始した方が公費で完了できるようにする方針が、審議会です承されました。

午前11:00 · 2024年12月27日 · 1,114 件の表示

3 10 12 2

URL : <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/index.html>



経過措置に係る広報資材について

- 自治体等での周知に活用いただける資材を作成し、厚生労働省ホームページに掲載。

■ キャッチアップ接種対象者向け

平成9～19年度生まれの女性へ

公費によるHPVワクチン「キャッチアップ接種」期間についてのお知らせ

**2025年3月31日までに
HPVワクチンを1回以上接種した方は
2025年4月以降も
残りの接種を公費で受けられることになりました。**

◎ 公費での接種期間は → 2026年3月31日までです。

○ 子宮がん予防のためのHPVワクチンの接種を受けた方に、公費による接種の機会をご提供しています。
○ 2024年夏以降の大幅な需要増により、HPVワクチンの接種を希望しても受けられなかった方がいらっしゃいます。そのため、2025年3月末までに接種を開始した方が、全3回の接種を公費で完了できるようになりました。

今年の3月までに1回目の接種をしていれば、
公費で全3回の接種を完了することが可能です。

よくあるご質問

Q.いつまでに合計3回の接種を完了する必要がありますか？
A.2026年3月31日までです。合計3回の接種には6か月かかりますが、最短4か月で完了することもできます。

Q.公費による接種を希望していますが、まだ1回も受けていません。間に合いますか？
A.2025年3月31日までにHPVワクチンを1回以上受けている方が対象となるため、希望する場合は、2025年3月末までに1回目を受けることをご検討ください。

HPVワクチンの「キャッチアップ接種」についてもっと詳しく知りたい方はこちら
厚生労働省ホームページ
HPV ワクチンに関するよくあるQ&Aはこちら

厚生労働省
2025年1月

■ 高校1年相当の女の子と保護者向け

HPVワクチンの公費接種
高校1年相当が最終年度
小学生～高校1年生相当の女の子が対象

**高校1年相当（平成20年度生まれ）の
女の子と保護者の方へ**

《公費によるHPVワクチン接種》

**2025年3月31日までに
HPVワクチンを
1回以上接種した方は
2025年4月以降も、残りの接種を
公費で受けられることになりました。**

期間は
**2026年
3月31日
までです**

○ 子宮がん予防のためのHPVワクチンの公費による接種を提供しています。高校1年相当の女の子は、最終年度にあたります。
○ 2024年夏以降の大幅な需要増により、HPVワクチンの接種を希望しても受けられなかった方がいらっしゃいます。そのため、2025年3月末までに接種を開始した方が、全3回の接種を公費で完了できるようになりました。

今年の3月までに1回目の接種をしていれば、
公費で全3回の接種を完了することが可能です。

よくあるご質問

Q.いつまでに合計3回の接種を完了する必要がありますか？
A.2026年3月31日までです。合計3回の接種には6か月かかりますが、最短4か月で完了することもできます。

Q.公費による接種を希望していますが、まだ1回も受けていません。間に合いますか？
A.2025年3月31日までにHPVワクチンを1回以上受けている方が対象となるため、希望する場合は、2025年3月末までに1回目を受けることをご検討ください。

HPVワクチン接種についてもっと詳しく知りたい方はこちら
厚生労働省ホームページ
HPV ワクチンに関するよくあるQ&Aはこちら

厚生労働省
2025年1月

【キャッチアップ接種経過措置ロゴマーク】



広報資材の掲載URL：

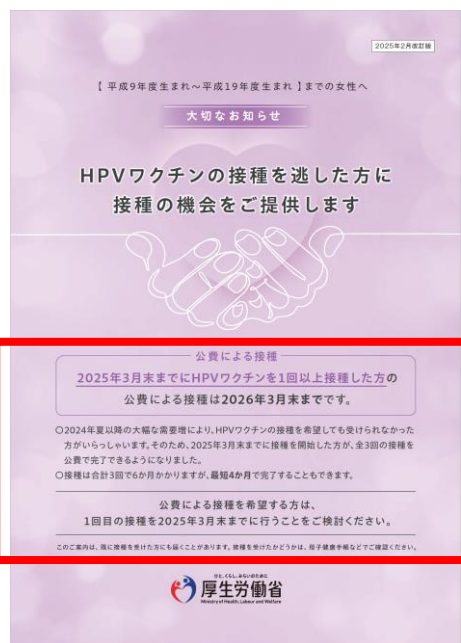
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/kouhou.html>



改訂版リーフレットについて

- HPVワクチンの有効性・安全性等を紹介する情報提供資材（リーフレット）について、数値部分を更新するとともに、キャッチアップ版は経過措置を踏まえた内容に改訂。

■ キャッチアップ接種版 （表紙も改訂）



■ 概要版・詳細版（定期接種対象者向け）



■ 医療従事者版



リーフレットの掲載URL：
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/index.html>



事務連絡（令和7年1月29日発出）

- 対象である方に対して、再度個別通知を行うこと等を検討していただき、確実な周知等に努めていただきたいと思います。

【事務連絡】HPVワクチンのキャッチアップ接種の

経過措置に係る周知資料等について

【資料一覧】

事務連絡
令和7年1月29日

各都道府県
衛生主管部（局） 御中
特別区

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部子宫颈癌課

HPVワクチンのキャッチアップ接種の経過措置に係る周知資料等について

子宫颈癌行政については、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。ヒトパピローウイルス様結核ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）については、積極的勧奨の前提条件として接種機会を逃した方に対し、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種（以下「キャッチアップ接種」という。）の機会を提供しているところです。

今般、令和6年12月18日に開催された第58回厚生科学審議会子宫颈癌・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）において、キャッチアップ接種期間が、令和6年度までとされているところ、令和6年度以降の需要の大幅な増加に伴い、メーカーにおいてHPVワクチンの限定出荷が行われた状況等を踏まえ、期間中に接種を希望される方が接種機会を逃さないよう、令和7年3月末までに接種を開始した場合、令和7年度も残りの接種回数分の費用を公費で完了できるようにする方針が了承されました。当該結論を受け、令和7年1月29日に開催された第60回厚生科学審議会子宫颈癌・ワクチン分科会において、関係法令の必要な改正手続きを進めていくこととなりました。

本経過措置については、令和7年3月末までに接種を開始する必要があることから、その対象者や保護者等への周知・広報を含め、円滑な接種の実施のために必要な対応を講じていただきますようお願いいたします。

また、実施にあたっては経過措置の対象者や期間については「厚生科学審議会子宫颈癌・ワクチン分科会子宫颈癌基本方針部会におけるHPVワクチンのキャッチアップ接種に関する議論について」（令和6年11月28日付け事務連絡）、実施に関する留意事項については「HPVワクチンのキャッチアップ接種に関する注意喚起について」（令和6年12月6日付け事務連絡）等も参考にさせていただきますようお願いいたします。

引き続き、一人でも多くの接種対象者が正しい情報に基づいて、接種の検討・判断を行えるよう周知に取り組みいただきますようお願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会に対し本件に係る周知協力を依頼していることを申し添えます。

記

1. キャッチアップ接種の経過措置に関する周知について
本経過措置は令和7年3月末までに接種を開始する必要があることや、経過措置の期間は1年であること等を踏まえ、経過措置の対象となる方や接種が完了し

ていない方に対して、再度個別通知を行うこと等を検討していただき、確実な周知等に努めていただきたいと思います。

また、キャッチアップ接種の経過措置の対象者への再勧奨や、周知・広報のための資料について、以下のとおり作成しましたのであわせてご活用ください。

2. HPVワクチンに関するその他の情報提供資料
キャッチアップ接種以外のHPVワクチンに関するリーフレットについても、最新の内容に改訂しておりますので、適宜ご活用ください。

【キャッチアップ接種の経過措置に関する周知資料】

資料1. キャッチアップ接種経過措置チラシ
資料2. キャッチアップ接種経過措置チラシ（横長サイズ）
資料3. 高校1年相当のお子様及びその保護者向け チラシ
資料4. 高校1年相当のお子様及びその保護者向け チラシ（横長サイズ）
資料5. キャッチアップ接種経過措置ロゴマーク
資料6. キャッチアップ接種リーフレット

【HPVワクチンに関するその他の情報提供資料】

資料7. HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（概要版）
資料8. HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（詳細版）
資料9. HPVワクチンの接種に係る医療従事者向けリーフレット

（参考）

・ HPVワクチンに関する広報資料を掲載している厚生労働省ホームページ「HPVワクチンに関する広報について」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/kouhou.html>

・ リーフレットを掲載している厚生労働省ホームページ「HPVワクチンに関する情報提供資料」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/leaflet.html>

以上

【キャッチアップ接種の経過措置に関する周知資料】

- 資料1 キャッチアップ接種経過措置チラシ
- 資料2 キャッチアップ接種経過措置チラシ（横長サイズ）
- 資料3 高校1年相当のお子様及びその保護者向けチラシ
- 資料4 高校1年相当のお子様及びその保護者向けチラシ（横長サイズ）
- 資料5 キャッチアップ接種経過措置ロゴマーク
- 資料6 キャッチアップ接種リーフレット

【HPVワクチンに関するその他の情報提供資料】

- 資料7 HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（概要版）
- 資料8 HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（詳細版）
- 資料9 HPVワクチンの接種に係る医療従事者向けリーフレット

【参考】

- ・ HPVワクチンに関する広報資料を掲載している厚生労働省ホームページ「HPVワクチンに関する広報について」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/kouhou.html>
- ・ リーフレットを掲載している厚生労働省ホームページ「HPVワクチンに関する情報提供資料」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou28/index.html>

4

1. 予防接種健康被害救済制度の進達について
2. 帯状疱疹ワクチンの定期接種化について
3. HPVワクチンの経過措置に係る広報資材について
- 4. 日本呼吸器学会等のコロナワクチンに係る広報資材について**
5. 主なご質問

日本呼吸器学会等のコロナワクチンに係る広報資材について

2025年1月、市民に対する新型コロナワクチンの定期接種と安全性の情報提供として、3学会（日本呼吸器学会、日本感染症学会、日本ワクチン学会）からリーフレットが発出された。日本医師会を通して周知も行われている。

65歳以上の皆様・ご家族の皆様へ



コロナウィルスの脅威は去ったと思いませんか？

ワクチン効果がずっと続くと思いませんか？

コロナワクチンが怖いものだと思いませんか？

ワクチンについて考えてみませんか？

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の流行はまだ終わっていません。
- ✓ 過去1年間の新型コロナによる死者はインフルエンザの10倍以上です。
- ✓ 昨年の接種から1年以上が経過し、ワクチン効果は低下しています。
- ✓ 新型コロナワクチンは重症化や死亡のリスクを減らします。
- ✓ ワクチンの安全性は確認されており、専門家によるモニタリングも実施されています。
- ✓ 高齢者ではワクチン接種後の副反応は軽度の発熱や注射部位の痛み等が大半です。
- ✓ 皆様の健康を守り、また他の人に感染を広げないために、ワクチン接種は大切です。
- ✓ 寒さが本格化する前のこの時期にワクチン接種を受けましょう。
- ✓ 新型コロナワクチンはインフルエンザワクチンと同時に受けることができます。

— 接種についての詳細は、かかりつけ医やお住まいの市町村にご相談ください。 —

本リーフレットは「2024年度の新型コロナワクチン定期接種に関する見解」
(https://www.jrs.or.jp/activities/guidelines/file/covid-19_20241107.pdf)
に示されている科学的エビデンスに基づいて、一般の方に分かりやすく作成しています。

制作：©日本呼吸器学会
一般社団法人
日本呼吸器学会
The Japanese Respiratory Society

監修：日本感染症学会、日本ワクチン学会
一般社団法人
日本感染症学会
The Japanese Association for Infectious Diseases

日本ワクチン学会

(2025年1月作成)

65歳以上の皆様・ご家族の皆様へ
～ ワクチンについて考えてみませんか？ ～

リーフレットが掲載されている日本呼吸器学会ホームページ
<https://www.jrs.or.jp/activities/guidelines/statement/20250117105622.html>



5

1. 予防接種健康被害救済制度の進達について
2. 帯状疱疹ワクチンの定期接種化について
3. HPVワクチンの経過措置に係る広報資材について
4. 日本呼吸器学会等のコロナワクチンに係る広報資材について
- 5. 主なご質問**

【带状疱疹ワクチン関係】

Q1. 改正された定期接種実施要領、带状疱疹の予診票、説明用紙についてはいつ示されるのか。

▶ 「定期接種実施要領」の一部改正案、带状疱疹予防接種予診票(案)及び带状疱疹の予防接種についての説明書については、令和7年1月28日に事務連絡を発出し、お示しいたしました。本事務連絡については、調査・照会システムにも掲載しておりますのでご確認をお願いいたします。

「定期接種実施要領」の一部改正案、带状疱疹予防接種予診票(案)については、改正法令の公布とあわせ、「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」(平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知)の一部改正通知として発出予定であり、今後の決裁等で形式的な修正等が生じる可能性があります。

【带状疱疹ワクチン関係】

Q2. 带状疱疹の定期接種対象者は年度年齢か、それとも実年齢か。

带状疱疹の定期接種の導入時における対象者の考え方は、高齢者肺炎球菌ワクチンの導入時の考え方と同様、

- ・65歳の者
- ・65歳を超える方で5年間の経過措置として、5歳年齢ごと位置づけられた者及び定期接種開始初年度に対象となる100歳以上の者
については年度年齢を対象とし、
- ・60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める者
については実年齢を対象とします。

(定期接種実施要領一部改正案 各論 13.带状疱疹の定期接種 (1)対象者、(8)対象者の経過措置 を参照)

Q3. 自治体では50歳から带状疱疹ワクチンの助成を行っているところもあるが、過去に带状疱疹ワクチンを接種したことのある方が定期接種の対象年齢となった際に、定期接種として带状疱疹ワクチンを接種することが可能か。

予防接種法施行規則第2条第1項に、予防接種の対象者から除かれる者として、「当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの」として記載されており、基本的には接種したことがある者は対象とならないものの、「当該予防接種を行う必要」があると、医療機関において医師に判断され、最終的には市町村長が認めた場合には対象者になり得ると考えます。

(定期接種実施要領一部改正案 各論 13.带状疱疹の定期接種 (3)対象者から除外される者 を参照)

【带状疱疹ワクチン関係】

Q4. 組換えワクチンは2回接種とされているが、定期接種の対象者となる前に1回接種をしており、2回目の接種の際に定期接種の対象であった場合はどのように対応すれば良いか。

▶ 带状疱疹の定期接種の対象者となる前に、組換えワクチンを1回接種したことのある方は、医師の判断に基づき、2回目の接種を、1回目の接種から2か月以上、標準的には2か月の間隔をおいて2回目の接種を定期接種として実施してください。また、こちらの方法を取ることができない場合でも、1回目の接種から6か月に至った日の翌日までに2回目の接種を完了することが望ましいです。

(定期接種実施要領一部改正案 各論 13.带状疱疹の定期接種(4)を参照)

Q5. 組換えワクチンの2回目の接種が1回目の接種から6か月以上空いてしまった場合はどのように対応すれば良いか。

▶ 組換えワクチンの接種方法については、1回目の接種から6か月に至った日の翌日までに2回目の接種を完了することが望ましいとされているものの、1回目の接種と2回目の接種の接種間隔にかかわらず、定期接種の対象者である場合は組換えワクチンの2回目の接種も定期接種として実施可能です。

【带状疱疹ワクチン関係】

Q6. 組換えワクチンについては、添付文書において「带状疱疹に罹患するリスクが高いと考えられる18歳以上の者については、ワクチン接種スケジュールを短縮することによりベネフィットが得られる場合には、1回目の接種から2回目の接種までの間隔を1ヵ月まで短縮することができる。」とされているが、例えば「60～64歳のヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者」以外の免疫不全者についても接種間隔を短縮可能なのか。

定期接種の対象者であれば、「60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者として厚生労働省令で定める者」に限らず、「疾病又は治療により免疫不全である者、免疫機能が低下した者又は免疫機能が低下する可能性がある者等で、医師が早期の接種が必要と判断した者に対し、乾燥組換え带状疱疹ワクチンを使用する場合は」接種間隔を1か月に短縮することが可能です。

また、接種者が「疾病又は治療により免疫不全である者、免疫機能が低下した者又は免疫機能が低下する可能性がある者等で、医師が早期の接種が必要と判断した者」に該当するかどうかについては、医療機関で医師の判断の後、最終的には市町村長において判断ください。

(定期接種実施要領一部改正案 各論 13.带状疱疹の定期接種 (2)接種方法 イ を参照)

Q7. 他のワクチンとの接種間隔や、同時接種についてはどのように考えるか。

生ワクチン及び組換えワクチンのいずれの带状疱疹ワクチンについても、医師が特に必要と認めた場合は、インフルエンザワクチンや新型コロナワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチン等の他のワクチンと同時接種が可能です。

ただし、生ワクチンについては、他の生ワクチンと27日以上の間隔を置いて接種してください。

【带状疱疹ワクチン関係】

Q8. 带状疱疹ワクチンの交互接種についてはどのように考えるか。

▶ おたずねの交互接種については、带状疱疹の定期接種として組換えワクチンを定期接種の1回目として接種した後、生ワクチンを定期接種の2回目として接種することを想定していると考えられますが、これは定期接種としては認められません。

(定期接種実施要領一部改正案 各論 13.带状疱疹の定期接種(5)を参照)

Q9. 高齢者肺炎球菌ワクチンと同様、今後带状疱疹ワクチンについても経過措置は延長しうるのか。

▶ 带状疱疹の経過措置については、現在延長は検討しておりません。

Q10. 自治体が带状疱疹の定期接種を令和7年4月から開始できない場合どうなるのか。

▶ 法的には自治体は4月1日から接種を開始する義務を負うわけではありませんが、接種対象者の接種機会の確保の観点から、4月1日から接種を開始することを念頭に、可能な限り速やかに接種体制の構築に努めていただく必要があると考えます。

【带状疱疹ワクチン関係】

Q11. 带状疱疹ワクチンは2種類あるが、自治体において片方のみを定期接種で用いることとして良いか。

▶ 带状疱疹の定期接種として用いるワクチンは組換えワクチンと生ワクチンの2種類あり、他の定期接種に用いるワクチンと同様、両方またはいずれかのワクチンを用いるかについては自治体に委ねられているものの、生ワクチンについては「明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する者及び免疫抑制をきたす治療を受けている者」は接種不適当者としてあげられており、組換えワクチンは免疫の状態によらず接種が可能であることに留意してご検討ください。

Q12. 带状疱疹の予防接種についての説明書は今後更新の予定はあるか。

▶ 带状疱疹の予防接種についての説明書については、今後、経過措置の終了等に伴い更新を予定しています。

Q13. 带状疱疹の予診票は生ワクチン、組換えワクチンの両方に用いることが可能か。

▶ 带状疱疹予防接種予診票(案)は生ワクチン及び組換えワクチンの両方のワクチンを接種する場合であっても用いることが可能です。

Q14. 带状疱疹の定期接種化にあたって、供給面の懸念はないか。また小児の水痘の定期接種に影響が出ない想定となっているのか。

▶ 带状疱疹については、生ワクチン、組換えワクチンを製造する両方の企業においても、企業として、令和7年度の定期接種分のみならず、今年度の供給についても、対応する意向が示されており、小児の水痘と合わせて、現時点で必要量の製剤を供給可能と報告を受けております。

【令和7年度予防接種(予算、地方財政措置)関係】

Q1. 带状疱疹ワクチンの定期接種化に係る、令和7年度地方財政措置について



令和7年度の带状疱疹ワクチンの標準的な接種費用については、「令和7年度定期接種に関する標準的な接種費用について(带状疱疹ワクチン及び新型コロナワクチンについて)」(令和7年1月9日感発0109第3号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知)で示しています。

Q2. 新型コロナワクチンの令和7年度地方財政措置について



令和7年度の新型コロナワクチンの標準的な接種費用については、「令和7年度定期接種に関する標準的な接種費用について(带状疱疹ワクチン及び新型コロナワクチンについて)」(令和7年1月9日感発0109第3号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知)で示しています。

Q3. 新型コロナワクチン助成について、令和7年度も継続されるのか。



今年度を実施している助成事業について、現時点において来年度の実施について決定しておりません。

【HPVワクチンに関する事項】

Q1. キャッチアップ接種期間（令和4年4月1日～令和7年3月31日）以前に1回接種している者については、今回の経過措置の対象外か。

そのとおりです。

Q2. なぜキャッチアップ接種期間中に1回以上接種した者という要件を付したのか。

ワクチンの有効性は年齢が高くなるにつれて低下することから、できるだけ早期に接種を完了することが望ましい中、この夏以降の需要の大幅な増加に伴う限定出荷の状況等を踏まえ、期間中にキャッチアップ接種を希望し、実際に接種を開始したものの、3回の接種を完了できないことが見込まれる方について、公費で接種を完了できるよう取り扱う経過措置を設けることとしました。

主なご質問への回答

【HPVワクチンに関する事項】

Q3. 今後のHPVワクチンの供給量の見通しについて、今回の経過措置を設けたことで令和7年3月末までの駆け込み接種により再度、供給不安が起きるのではないか。

▶ 1月にメーカーから医療関係者宛通知「限定出荷の解除について」が発出されており、一定の供給量を確保されていると承知しておりますが、引き続き、再度の供給不足が生じることがないように努めてまいります。

Q4. 10月以降の周知として「標準的な接種方法をとることができない場合の接種方法として最短4か月で完了することもできます」と案内していたが、今後も個別に相談があった場合は、引き続き案内してもよいか。

▶ 当該スケジュールについては、もともと転居等の様々な事情により標準的な接種方法をとることができない場合の方法として、定期接種実施要領においてお示ししているものであり、今般新たにお示ししたものではないため、引き続き個別のケースにおいて、接種者の希望に応じて案内いただくことは差し支えありません。

Q5. 令和4年3月18日付け健健発0318第3号通知における「HPVワクチンの接種を自費で受けた者に対する償還払いについて」を、市町村の裁量のもと令和7年度も継続することは差し支えないか。

▶ 各市町村の判断により、令和7年度も継続いただくことは差し支えありません。

参考資料（带状疱疹ワクチン）

(参考) 生ワクチンの安全性についての知見

○ 生ワクチンの安全性について、国内臨床試験において確認されている。

- 50歳以上の健康成人259人（うち70歳以上77人）に対して実施された国内臨床試験¹において、重篤な有害事象（喘息）が1人で認められたが、治験薬との因果関係は否定された。
- 生ワクチンであるため、免疫不全の者への接種はできない。

2%以上に認められた有害事象及び副反応（国内臨床試験）

事象名	N=259			
	有害事象		副反応	
	n	%	n	%
注射部位	注射部位紅斑	114 44.0	114 44.0	
	注射部位そう痒感	71 27.4	71 27.4	
	注射部位熱感	48 18.5	48 18.5	
	注射部位腫脹	44 17.0	44 17.0	
	注射部位疼痛	38 14.7	38 14.7	
	注射部位硬結	35 13.5	35 13.5	
注射部位以外	鼻咽頭炎	9 3.5	0 0.0	

副反応発現割合（国内臨床試験）

	5%以上	1～5%未満	1%未満
局所症状 (注射部位)	発赤、そう痒感、 熱感、腫脹、疼 痛、硬結	—	—
皮膚	—	発疹	紅斑、そう痒
筋・骨格系	—	—	関節痛、筋骨 格痛
その他	—	倦怠感	動悸、疼痛

(参考) 組換えワクチンの安全性についての知見

○ 組換えワクチンの安全性について、国内臨床試験において確認されている。

- 70歳以上を対象とした組換え帯状疱疹ワクチンの第Ⅲ相無作為化プラセボ対照比較試験の日本人集団のサブ解析において、
 - ワクチン群で最も頻度の高い局所性特定有害事象は注射部位疼痛（89.2%）、全身性特定有害事象は倦怠感（5.4%）だった。副反応は年齢にかかわらず一過性だった。
 - ワクチン接種後4.2年間の追跡期間中、重篤な有害事象はワクチン群の15.1%、プラセボ群の13.4%で生じ、免疫介在疾患はワクチン群の1.7%、プラセボ群の2.2%で発症し、両群で同程度であった。
 - 治験責任者によりワクチンと関連ありと判断された重篤な有害事象、ワクチンと関連ありと判断された死亡例はなかった。

プラセボ群とワクチン群における有害事象(国内臨床試験)

有害事象	ワクチン群 (N=186)		プラセボ群 (N=187)	
	症例数/合計	% (95% CI)	症例数/合計	% (95% CI)
安全性評価サブグループ (接種7日以内)				
接種部位の反応				
疼痛				
全ての有害事象	166	89.2 (83.9-93.3)	31	16.6 (11.6-22.7)
Grade3の有害事象 [†]	7	3.8 (1.5-7.6)	0	0.0 (0.0-2.0)
発赤				
全ての有害事象	140	75.3 (68.4-81.3)	10	5.3 (2.6-9.6)
Grade3の有害事象 [†]	34	18.3 (13.0-24.6)	0	0.0 (0.0-2.0)
腫脹				
全ての有害事象	120	64.5 (57.2-71.4)	5	2.7 (0.9-6.1)
Grade3の有害事象 [†]	14	7.5 (4.2-12.3)	0	0.0 (0.0-2.0)
全身反応				
倦怠感				
全ての有害事象	100	53.8 (46.3-61.1)	23	12.3 (8.0-17.9)
Grade3の有害事象 [†]	10	5.4 (2.6-9.7)	0	0.0 (0.0-2.0)
ワクチンに関連あり	93	50.0 (42.6-57.4)	19	10.2 (6.2-15.4)
消化器障害				
全ての有害事象	40	21.5 (15.8-28.1)	13	7.0 (3.8-11.6)
Grade3の有害事象 [†]	2	1.1 (0.1-3.8)	0	0.0 (0.0-2.0)
ワクチンに関連あり	34	18.3 (13.0-24.6)	5	2.7 (0.9-6.1)

有害事象	ワクチン群 (N=186)		プラセボ群 (N=187)	
	症例数/合計	% (95% CI)	症例数/合計	% (95% CI)
頭痛				
全ての有害事象	82	44.1 (36.8-51.5)	15	8.0 (4.8-12.9)
Grade3の有害事象 [†]	4	2.2 (0.6-5.4)	0	0.0 (0.0-2.0)
ワクチンに関連あり	77	41.4 (34.2-48.8)	9	4.8 (2.2-8.9)
筋肉痛				
全ての有害事象	109	58.6 (51.2-65.8)	23	12.3 (8.0-17.9)
Grade3の有害事象 [†]	6	3.2 (1.2-6.9)	0	0.0 (0.0-2.0)
ワクチンに関連あり	100	53.8 (46.3-61.1)	17	9.1 (5.4-14.2)
悪寒				
全ての有害事象	63	33.9 (27.1-41.2)	6	3.2 (1.2-6.9)
Grade3の有害事象 [†]	7	3.8 (1.5-7.6)	0	0.0 (0.0-2.0)
ワクチンに関連あり	59	31.7 (25.1-38.9)	3	1.6 (0.3-4.6)
発熱				
全ての有害事象	47	25.3 (19.2-32.1)	3	1.6 (0.3-4.6)
Grade3の有害事象 [†]	0	0.0 (0.0-2.0)	0	0.0 (0.0-2.0)
ワクチンに関連あり	45	24.2 (18.2-31.0)	2	1.1 (0.1-3.8)

出典：帯状疱疹ワクチン ファクトシート（表15、文献147）

帯状疱疹に対する予防接種の公衆衛生上の意義及び定期接種の接種類型について

ファクトシートの知見

- 帯状疱疹ワクチンファクトシート第2版には以下のように記載されている。
 - ・ 帯状疱疹は、水痘帯状疱疹ウイルス(以下、VZV)が再活性化することによって神経支配領域に時として疼痛を伴う水疱が集簇して出現する疾患であり、合併症の一つに帯状疱疹後神経痛(以下、PHN)がある。
 - ・ 帯状疱疹の罹患者数は50歳代から増加し、70歳代がピークとなっており、PHNの発症率も年齢とともに増加する傾向にあり、特に、50-60歳代と比較して70歳代以降で増加する。
 - ・ 帯状疱疹ワクチンには弱毒生ワクチン、組換えワクチンの2種類存在するが、いずれのワクチンにおいても、帯状疱疹の発症予防効果、PHN予防効果が一定認められている。

第61回予防接種基本方針部会(令和6年7月20日)のご議論

- 帯状疱疹の制度上の位置づけや接種の主な目的については、主に以下のようなご意見をいただいた。
 - ・ 帯状疱疹ワクチンの意義は、高齢者が罹患する帯状疱疹及びそれに伴う神経痛を予防することで、QOLを改善し、医療機関の受診を減らすことにある。この2つは世界で最も高齢化が進む我が国において重要な公衆衛生政策上のアウトカムであり、公的な枠組みで予防接種を行うことの意義はある。
 - ・ 接種の主な目的が帯状疱疹及びその合併症の予防にあるということに異論はない。

委員の意見を事務局にて整理し記載

第65回予防接種基本方針部会(令和6年12月18日)の検討結果

- 帯状疱疹に対する予防接種は、疾病の性質、ワクチンの有効性・安全性、これまでのご議論等を踏まえ、公衆衛生上の意義は認められることから、法に基づく定期接種として実施する。
- 個人の発病またはその重症化を防止することを目的とし、帯状疱疹を予防接種法上のB類疾病に位置づける。

定期接種の対象者について

第26回ワクチン小委（令和6年6月18日）におけるご意見・とりまとめ

- 带状疱疹ワクチンの対象者については、主に以下のようなご意見をいただいた。
 - ・ 対象年齢を高齢者とするに異論はないが、70歳とすると遅く、もう少し早めに接種すべきではないか。また一方で、ワクチンの有効性の持続期間を考慮しても早すぎるのも不適當ではないか。
 - ・ 高齢になるほど発症しやすく、重症化しやすい。また、自治体や被接種者が分かりやすいという点で、65歳で接種を行うことは考えられるのではないか。
 - ・ 異なる2種類のワクチンについて、誤接種が起きないように医療従事者等に情報提供するとともに、被接種者が適切に判断できるような情報提供も重要。
- 上記を踏まえ、科学的知見の観点から以下の方向性としてすることが適当とされた。
 - ・ 带状疱疹への罹患やPHNの発症等の疾病負荷が70歳頃に増加することや、ワクチンの有効性の持続期間等を考慮し、対象年齢については、70歳頃に十分なワクチン効果が発揮できるよう、タイミングを設定する。

第61回予防接種基本方針部会（令和6年7月20日）のご議論

- 带状疱疹ワクチンの対象者については、主に以下のようなご意見をいただいた。
 - ・ 重症化予防ということを念頭に置けば65歳以上というところになる。
 - ・ 一生に1回の接種を原則として考えるのだとすれば、好発年齢に合わせて接種するのがよいのではないか。
 - ・ 免疫不全者における带状疱疹の発症率や、重症化率は高く、対象に入れるべきではないか。

委員の意見を事務局にて整理し記載

第65回予防接種基本方針部会（令和6年12月18日）の検討結果

- 带状疱疹ワクチンの定期接種の対象年齢については、带状疱疹の罹患患者数が70歳代にピークを迎えることや、ワクチンの有効性が経時的に一定程度減衰すること等を考慮し、65歳とする。
- 特にリスクの高い免疫不全者については、組換えワクチンの有効性に関する持続期間や、発症リスク及び自治体事務等の観点から、60～64歳のヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者を対象とする。

第26回ワクチン小委（令和6年6月18日）におけるご意見・とりまとめ

- 定期接種に用いるワクチンについては、科学的知見等の観点から以下の方向性とするのが適当とされた。
 - ・ 費用対効果評価の結果から、50歳から80歳までのいずれの年齢に接種する場合においても、生ワクチン及び組換えワクチンの少なくともいずれか一方は費用対効果は良好とされたことを踏まえ、両方のワクチンを定期接種に用いることとする。

第61回予防接種基本方針部会（令和6年7月20日）のご議論

- 定期接種に用いるワクチンについては、主に以下のようなご意見をいただいた。
 - ・ 生ワクチンと組換えワクチンの2種類のワクチンは、価格差や有効性、接種回数、副反応などに差があるため、こうした違いを踏まえて選択できるようにしたほうがいいのではないかと。

委員の意見を事務局にて整理し記載

第65回予防接種基本方針部会（令和6年12月18日）の検討結果

- 費用対効果評価の結果や、複数の選択肢を確保する観点から、生ワクチン及び組換えワクチンの両方を定期接種に用いるワクチンとして位置づける。

帯状疱疹ワクチンの接種方法について

2024(令和6)年12月18日

- 現在、我が国では、帯状疱疹の予防を目的として、2種類の異なるワクチンが薬事承認されているが、それぞれ接種の回数、方法、添付文書上での接種対象者等が異なっている。

添付文書における帯状疱疹ワクチンの接種対象者及び接種方法

	乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」	シングリックス筋注用
効能又は効果	50 歳以上の者に対する帯状疱疹の予防	帯状疱疹の予防
用法及び用量	・0.5mL を 1 回皮下に注射する。	・50歳以上の者には、0.5mLを2回、通常、2ヵ月の間隔をおいて、筋肉内に接種する。 ・帯状疱疹に罹患するリスクが高いと考えられる18歳以上の者には、0.5mLを2回、通常、1～2ヵ月の間隔をおいて、筋肉内に接種する。
用法及び用量に関連する注意	(記載なし)	・標準として1回目の接種から2ヶ月の間隔をおいて2回目の接種を行うこと。1回目の接種から2ヶ月を超えた場合であっても、6ヶ月までに2回目の接種を行うこと。 <帯状疱疹に罹患するリスクが高いと考えられる18歳以上の者> ・ワクチン接種スケジュールを短縮することによりベネフィットが得られる場合には、1回目の接種から2回目の接種までの間隔を1ヵ月まで短縮することができる。
接種対象者	50 歳以上の者を接種対象者とする。ただし、明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する者及び免疫抑制をきたす治療を受けている者に接種してはならない。	帯状疱疹に罹患するリスクが高いと考えられる18歳以上の者とは、以下のような状態の者を指す。 ・疾病又は治療により免疫不全である者、免疫機能が低下した者又は免疫機能が低下する可能性がある者 ・上記以外で、医師が本剤の接種を必要と認めた者
他のワクチンとの接種間隔	他の生ワクチン（注射剤）の接種を受けた者は、通常、27 日以上間隔を置いて本剤を接種すること。	(規定なし)
同時接種	医師が必要と認めた場合には、他のワクチンと同時に接種することができる。	医師が必要と認めた場合には、他のワクチンと同時に接種することができる。

※乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」については、帯状疱疹予防に係る内容のみを示した。

第65回予防接種基本方針部会（令和6年12月18日）の検討結果

- 帯状疱疹ワクチンの接種方法について、以下の様にする。
- ・ 生ワクチンに関しては、省令・通知ともに「0.5mLを1回皮下に注射する。」旨とする。
 - ・ 組換えワクチンに関しては、省令においては、「1回0.5mLを2か月以上の間隔を置いて2回筋肉内に接種する。ただし、医師が医学的知見に基づき必要と認めるものについては、1回0.5mLを1か月以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射するものとする。」旨とする。
 - ・ 通知においては、「1回0.5mLを2か月以上6か月に至った日の翌日までの間隔を置いて2回筋肉内に接種する。ただし、疾病又は治療により免疫不全であるもの、免疫機能が低下したものの又は免疫機能が低下する可能性があるもの等については、医師が早期の接種が必要と判断した場合、1回0.5mLを1か月以上の間隔を置いて2回筋肉内に接種する。」旨とする。
- 帯状疱疹ワクチンの交接種に関しては、乾燥弱毒生水痘ワクチンと組換え乾燥帯状疱疹ワクチンの交接種に関しては定期接種として認めないこととする。

他のワクチンとの接種間隔について

予防接種実施要領（抜粋）

- (1) 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン、経皮接種用乾燥BCGワクチン又は乾燥弱毒生水痘ワクチンを接種した日から、乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、乾燥弱毒生麻しんワクチン、乾燥弱毒生風しんワクチン、経皮接種用乾燥BCGワクチン又は乾燥弱毒生水痘ワクチンの予防接種（同一種類のワクチンを接種する場合において、接種の間隔に関する定めがある場合は、その定めるところによる。）を行うまでの間隔は、27日以上おくこと。
- (2) 2種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種（混合ワクチン・混合トキソイドを使用する場合は、1つのワクチンと数え、同時接種としては扱わない。）は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができること。

添付文書上の記載

乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」：「医師が必要と認めた場合には、他のワクチンと同時に接種することができる。」とされており、他のワクチンとの接種間隔については「他の生ワクチン（注射剤）の接種を受けた者は、通常、27日以上間隔を置いて本剤を接種すること。」とされている。

シングリックス：「医師が必要と認めた場合には、他のワクチンと同時に接種することができる。」とされており、他のワクチンとの接種間隔について特段の規定はない。

第65回予防接種基本方針部会（令和6年12月18日）の検討結果

- 他のワクチンとの接種間隔については、他のワクチンと同様に実施要領において示すこととする。
- 具体的には、乾燥弱毒生水痘ワクチンについては定期接種の他の注射生ワクチンとの接種に27日以上の間隔を置き、乾燥組換え帯状疱疹ワクチンについては、接種間隔の定めは置かないこととする。
- 同時接種についても、医師が特に必要と認めた場合に行うことができることとする。

带状疱疹ワクチンの経過措置について

科学的知見

- 带状疱疹の罹患率は70歳代をピークとなっているものの、80歳以上においても、60歳代より罹患率は高い。
- 带状疱疹後神経痛は、60歳代から増加し、70歳代よりも更に80歳以上において増加する。
- 生ワクチンおよび組換えワクチンの带状疱疹の発症予防効果、带状疱疹後神経痛の発症予防効果は、60歳より高齢の方においても、60歳代の方と比較して、同等程度の有効性が認められる。
- 生ワクチンおよび組換えワクチンの带状疱疹ワクチンの70歳以上についての安全性は認められている。
- 70歳以上の方への带状疱疹ワクチン接種における費用対効果分析において、生ワクチン、組換えワクチンの少なくとも一方の費用対効果が良好だった。

第61回予防接種基本方針部会（令和6年7月20日）のご議論

- 带状疱疹ワクチンの経過措置については、主に以下のようなご意見をいただいた。
 - ・ 基本的には65歳以上の人はいわゆる定期接種の対象にならないのかという疑問が出てくると思う。ここら辺の配慮というものもぜひしていただきたい。
 - ・ 年齢に関しましては、65歳ということであったが、それ以上の年齢の方の人口が多いので、経過措置も考慮してもいいのではないかと。

委員の意見を事務局にて整理し記載

第65回予防接種基本方針部会（令和6年12月18日）の検討結果

- 定期接種の対象年齢を65歳とした場合、それを超える方については、高齢者肺炎球菌ワクチンと同様、5年間の経過措置として、5歳年齢ごと（70、75、80、85、90、95、100歳（※））を対象とする。

※ 経過措置を行う場合、100歳以上の者については、定期接種開始初年度に限り全員を対象とする。

長期療養特例について

- 予防接種法において、長期にわたり療養を必要とする疾病等のため、接種対象年齢の間に定期接種を受けられなかった者について、当該対象年齢を超えて接種を受けることができる長期療養特例が定められている。
- 対象年齢中に接種を行うことが適当な「ロタウイルス」や、年1回の接種を行う「インフルエンザ」については、この長期療養特例の適応除外となっている。

長期療養特例の概要

- 予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）において、免疫機能の異常など、長期にわたり療養を必要とする疾病等により接種対象年齢の間に定期接種を受けられなかった者が、当該事由が消滅してから2年を経過するまでの間は、定期接種として接種を受けることができる特例（いわゆる「長期療養特例」）が定められている。
- 長期療養特例の要件
 - ① 接種の対象年齢の間において
 - ② 長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより（※）、定期接種を受けることができなかったと認められる場合であって、
 - ③ 当該特別の事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、定期接種の対象者として取り扱う（ただし、添付文書で対象が限定されているものや医学的に限定が必要なものについては、個別に接種年齢の上限を設定（次ページ参照））

（※）特別の事情

- ✓ 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと（これによりやむを得ず定期接種を受けることができなかった場合に限る。）
 - ・ 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病
 - ・ 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群
その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病
 - ・ その他のこれらに準ずると認められるもの
- ✓ 臓器の移植術を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと（これによりやむを得ず定期接種を受けることができなかった場合に限る。）
- ✓ 医学的知見に基づきこれらに準ずると認められるもの

2024(令和6)年12月18日

長期療養特例に関する疾病別の対応

疾病	予防接種法施行令に規定している定期の予防接種の対象者	上限年齢等
ジフテリア	1期：生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 2期：11歳以上13歳未満の者	x+2年 (ただし、4種混合ワクチンを使用する場合は小児(15歳未満))
百日せき	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	
ポリオ(急性灰白髄炎)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	
破傷風	1期：生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 2期：11歳以上13歳未満の者	
麻しん	1期：生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2期：5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの	x+2年
風しん	1期：生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2期：5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの	
日本脳炎	1期：生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 2期：9歳以上13歳未満の者	
結核	生後1歳に至るまでの間にある者	x+2年 (ただし、4歳未満)
Hib感染症	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	x+2年 (ただし、10歳未満)
ヒトパピローマウイルス感染症	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	x+2年
肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	x+2年 (ただし、6歳未満)
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者	x+2年
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者	x+2年 (ただし、6歳未満)
ロタウイルス感染症	1価：生後6週から生後24週に至るまで 5価：生後6週から生後32週に至るまで	適用除外
インフルエンザ	・ 65歳以上の者 ・ 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの	適用除外
肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)	・ 65歳の者 ・ 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの	x+1年

X：特別の事情がなくなった時点

第65回予防接種基本方針部会(令和6年12月18日)の検討結果

- 帯状疱疹を長期療養特例の対象とし、当該特例の対象となる上限年齢について、接種可能な期間が通常1年間であることから、高齢者肺炎球菌ワクチンと同様、「特別の事情」がなくなった時点から1年とする。

带状疱疹ワクチンの定期接種対象者から除かれる者等について

予防接種施行令における対象者について

- 予防接種法施行令第三条（市町村長が予防接種を行う疾病及びその対象者）においては以下のように記載されている。
 - ・ 第三条 法第五条第一項の政令で定める疾病は、次の表の上欄に掲げる疾病とし、同項（予防接種法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十六号）附則第三条第一項（予防接種法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八号）附則第七条の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定により読み替えられる場合を含む。）の政令で定める者は、同表の上欄に掲げる疾病ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる者（当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者（インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症にあっては、当該疾病にかかったことのある者を除く。）その他厚生労働省令で定める者を除く。）とする。

予防接種法施行規則における「定期接種対象者から除かれる者等」について

- 予防接種法では、医学的理由により、ワクチン接種に有効性又は安全性に支障がある者等を定期接種対象者から除いている（※1）ほか、健康状態の調査の結果を踏まえ、予防接種を受けることが適当でない者も定められている（※2）。

※1 定期接種対象者から除かれる者

- ① 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- ② 明らかな発熱を呈している者
- ③ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- ④ 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- ⑤ 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- ⑥ 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- ⑦ B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者
- ⑧ ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了したものを除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- ⑨ 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る予防接種の対象者にあつては、定期接種を受けたことのある者
- ⑩ ②から⑥及び⑧までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

注）下線部は、添付文書と一致しているもの。

※2 予防接種を受けることが適当でない者 上記②～⑩の者

第65回予防接種基本方針部会（令和6年12月18日）の検討結果

- 带状疱疹ワクチンの導入にあたっては、带状疱疹にかかったことのある者も定期接種の対象者に含めることとする。
- 予防接種法施行規則における「定期接種対象者から除かれる者等」については、現行どおりとする。
- 定期接種の対象者が既に一部の接種を任意接種として行った場合は、残りの接種を定期接種として扱うこととする。

带状疱疹ワクチンの定期接種化の開始時期について

生ワクチン（乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」）

- 企業として、令和7年度から定期接種化された場合の供給について、対応する意向が示されており、企業の想定する接種プログラム・接種率の場合、現時点で必要量の製剤を供給可能。
- 製造量を増やすことで令和6年度末～令和7年度にかけて供給量を増加させることが可能。

組換えワクチン（シングリックス筋注用）

- 企業として、令和7年度から定期接種化された場合の供給について、対応する意向が示されており、企業の想定する接種プログラム・接種率の場合、現時点で必要量の製剤を供給可能。
- 輸入量を増やすことで令和7年4月以降供給量を増加させることが可能。

※ 事務局において各企業にヒアリングを行い作成。

第65回予防接種基本方針部会（令和6年12月18日）の検討結果

- 令和7年4月1日から定期接種を開始とする。

参考資料（HPVワクチン）

(再掲) 10月以降HPVワクチンの周知 QA

問1 HPVワクチンのキャッチアップ接種について、公費で接種可能な期間が限られていることを踏まえて、定期接種実施要領の標準的な接種方法をとることができない場合はどうすればよいか。

答1

- 実施要領に定めている通り、以下のように接種することが考えられる。

	標準的な接種方法	左記の方法をとることができない場合の接種方法
2価	1月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行う。	1月以上の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から5月以上、かつ2回目の注射から2月半以上の間隔をおいて1回行う。 <i>*最短5か月で完了</i>
4価	2月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行う。	1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の注射から3月以上の間隔をおいて1回行う。 <i>*最短4か月で完了</i>
9価	2月の間隔をおいて2回行った後、1回目の注射から6月の間隔をおいて1回行う。	1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の注射から3月以上の間隔をおいて1回行う。 <i>*最短4か月で完了</i>

問2 答1の方法を自治体から被接種者に個別に周知して差し支えないか。また、国は周知を行う予定はあるか。

答2

- ワクチンの添付文書における記載や、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会の議論において、「キャッチアップ接種の周知に当たっては、被接種者が自らの体調等を考慮せず、無理をして接種をしないよう、早い段階からの周知を行うべき」との指摘を踏まえ、国の周知においては標準的な接種方法について早い段階からお知らせすることとしてきた。
- 自治体において、被接種者や医療機関等からの個別の照会に対して、また、無理のない接種を促すことと併せて、答1に示した接種方法を案内・周知することは差し支えないが、国としては前述の周知の考え方から、一律に答1の方法を周知する予定はない。

問3 令和7年3月末までに3回目までの接種を完了できない場合であっても、令和7年3月末までに行った接種は公費の対象か。

答3

- キャッチアップ接種の期間である令和7年3月31日までの間であれば、3回目までの接種を完了できるかどうかにかかわらず、対象者に行った接種分については定期接種として取り扱って差し支えない。